

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度胎内市の地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年6月10日 提出

胎内市長 井畑明彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 事業収入	1 農産物加工事業収入（胎内高原ミネラルハウス）
7 市債	1 農林水産業債
歳入合計	



歳 出

款	項
1 農林水産業費	1 農業費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
222,958	37,800	260,758
222,958	37,800	260,758
228,300	37,800	266,100

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
地域産業施設整備事業	13,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00%  以内   (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金などで、利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率とする。)	政府資金又は県貸付金についてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。







2. 歳入

(款) 1 事業収入

(項) 1 農産物加工事業収入 (胎内高原ミネラルハウス)

項	目	補正前の額	補正額	計
1	農産物加工事業収入 (胎内高原ミネラルハウス)	180,000	24,000	204,000
	1 農産物加工事業収入	180,000	24,000	204,000
1	事業収入 合計	216,036	24,000	240,036

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農産物加工事業収入	24,000	ミネラル製品販売収入

(款) 7 市債  
 (項) 1 農林水産業債

項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業債	0	13,800	13,800
1 農業債	0	13,800	13,800
7 市債 合 計	0	13,800	13,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地域産業施設事業債	13,800	地域産業施設事業 新

3. 歳出

(款) 1 農林水産業費  
(項) 1 農業費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	他特定財源	
1 農業費	222,958	37,800	260,758		13,800		24,000
2 農産物加工施設運営費 (胎内高原ミネラルハウス)	183,555	37,800	221,355		13,800		24,000
1 農林水産業費合計	222,958	37,800	260,758		13,800		24,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	24,000	農産物(飲料水)加工施設管理委託料
14 工事請負費	13,800	製造設備改修工事